

(証券コード 5408)

平成26年 6 月10日

法令および定款に基づくインターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第120期（平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで）

連結計算書類の連結注記表・・・・・・・・・・ 1 ページ

計算書類の個別注記表・・・・・・・・・・ 10ページ

株式会社中山製鋼所

「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第 15 条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.nakayama-steel.co.jp/>）に掲載し、ご提供いたしております。

[連結注記表]

I 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 6 社

連結子会社の名称 中山三星建材(株)、中山通商(株)、三星商事(株)、三星海運(株)、
中山興産(株)、三泉シヤー(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 新星鋼機(株)、(株)サンマルコ、エヒメシャーリング(株)、他 2 社

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 連結の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用会社の数 1 社

持分法適用会社の名称 日鉄住金ボルテン(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社の名称 非連結子会社：新星鋼機(株)、(株)サンマルコ、エヒメシャーリング(株)、
他 2 社

関連会社：(株)NS 棒線、他 3 社

持分法を適用していない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性はないためであります。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの … 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法 … 時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法 … 主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

a 平成19年3月31日以前に取得したもの

主として旧定額法によっております。

なお、償却可能限度額まで償却が終了したものについては、償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

b 平成19年4月1日以後に取得したもの

主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 … 10～50年

機械及び装置 … 5～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支払いに備えるため、一部の連結子会社は内規を基礎として算定された当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

④ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社の退職給付債務については、退職給付に係る自己都合要支給額又は年金財政計算上の責任準備金の額を適用しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

b. ヘッジ対象

主に市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金等）

③ ヘッジ方針

当社グループは社内規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは、20年間で均等償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6. 会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を「退職給付に係る負債」として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を「退職給付に係る負債」に計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には投資その他の資産の「退職給付に係る資産」に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の「退職給付に係る調整累計額」に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が438百万円、退職給付に係る負債が2,211百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額は261百万円減少しております。

なお、1株当たり純資産額は0円48銭減少しております。

7. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

該当事項はありません。

Ⅲ 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 102,004 百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保資産の帳簿価額

① 工場財団組成物件の帳簿価額

土地	6,417 百万円
機械及び装置	3,704
建物及び構築物	1,657
工具器具及び備品	57
車両及び運搬具	0
合計	11,837

② 工場財団以外の帳簿価額

土地	12,403 百万円
建物及び構築物	940
機械及び装置	85
工具器具及び備品	0
小計	13,429
売掛金	1,542
投資有価証券	490
合計	15,462

③ 同上担保による債務残高

短期借入金及び長期借入金 31,352 百万円

(2) 土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額

有価証券 47 百万円

(3) 中山共同発電㈱及び中山名古屋共同発電㈱の金融機関借入金の保証のために差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券 37 百万円

(4) 中山共同発電㈱及び中山名古屋共同発電㈱の操業及び定期検査等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券 9 百万円

3. 保証債務

従業員及び関連会社の金融機関借入金等について保証しております。

従業員（住宅資金）	11 百万円
㈱サンマルコ	20
合計	31

4. 受取手形割引高 546 百万円

5. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行なって算定しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

IV 連結損益計算書に関する注記

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げの影響額

売上原価 $\Delta 382$ 百万円

2. 減損損失

当社グループは、事業用資産については事業セグメント毎に、賃貸資産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングを実施しております。

遊休資産については、当面の間、稼動が見込めない資産等を回収可能価額まで減額したものであります。回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等を基に算出しております。

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
遊休資産	土地	岡山市正儀	39

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 630,792,561 株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 89,353,715 株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、財産評定利益、減損損失、繰越欠損金、棚卸資産評価損、退職給付に係る負債、賞与引当金等であり、評価性引当額を控除しております。繰延税金負債の発生の主な原因は、財産評定損失、土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金、退職給付に係る資産等であります。

VII リースにより使用する固定資産に関する注記

連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

VIII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については原則として銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引は、取引権限を定めた社内規程に従い、実需の範囲内で、格付の高い金融機関とのみ取引を行うこととしております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価を把握しております。

借入金には主に営業取引に係る運転資金の調達及び設備投資に係る資金調達であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、下表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*2)	時価(*2)	差額
(1) 現金及び預金	27,296	27,296	-
(2) 受取手形及び売掛金 (*1)	32,146	32,146	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	47	48	0
② その他有価証券	2,099	2,099	-
(4) 支払手形及び買掛金	(20,272)	(20,272)	-
(5) 短期借入金	(2,400)	(2,400)	-
(6) 長期借入金 (*3)	(32,035)	(32,002)	△33

(*1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(*3) 長期借入金に1年以内に返済予定の長期借入金残高を含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,295

上記のものについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

IX 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
11,945	△271	11,674	12,429

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、原則として「不動産鑑定評価基準」による方法(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)で算定した金額であります。ただし、重要性に乏しい物件については、一定の評価額に基づく価額等により評価しております。

X 企業結合等に関する注記

[共通支配下の取引等]

(当社を株式交換完全親会社とする株式交換による連結子会社株式の取得)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	株式会社中山製鋼所
結合企業の事業の内容	鉄鋼事業
被結合企業の名称	中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三星海運株式会社及び三泉シャヤー株式会社(以下、「連結子会社5社」といいます。)
被結合企業の事業の内容	鉄鋼事業

(2) 企業結合日

平成25年7月9日

(3) 企業結合の法定形式

当社を株式交換完全親会社、連結子会社5社を株式交換完全子会社とする株式交換

(4) 結合後企業の名称

名称変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、連結子会社5社を完全子会社化することにより、経営の効率化及び外部環境変化への対応力の強化を図り、早期に効率的な体制を実現することができると判断しており、その結果として、各社間の連携促進による販路の強化や生産・物流拠点の有効活用及び積極的な人材交流などによる経営支援の効率化等の効果を見込んでおります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等(少数株主との取引)として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日に交付した 当社の普通株式	14,535 百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用	20
取得原価		14,555

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

中山三星建材株式会社の普通株式 1 株：当社の普通株式 177 株

中山通商株式会社の普通株式 1 株：当社の普通株式 25 株

三星商事株式会社の普通株式 1 株：当社の普通株式 35 株

三星海運株式会社の普通株式 1 株：当社の普通株式 563 株

三泉シヤー株式会社の普通株式 1 株：当社の普通株式 63 株

② 株式交換比率の算定方法

第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、決定しております

③ 交付した株式数

152,772,900 株

(3) 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

① 発生した負ののれん発生益の金額 7,031 百万円

② 発生原因

追加取得した子会社株式の取得原価が、追加取得により減少する少数株主持分の金額を下回ったことによるものであります。

XI 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 97 円 27 銭

1 株当たり当期純利益金額 172 円 53 銭

(算定上の基礎)

1 株当たり当期純利益金額

連結損益計算書上の当期純利益 66,071 百万円

普通株主に帰属しない金額 —

普通株式に係る当期純利益 66,071

普通株式の期中平均株式数 382,960 千株

XII 重要な後発事象に関する注記

(資本準備金の額の減少および剰余金の処分について)

当社は、平成 26 年 5 月 9 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 120 回定時株主総会に、以下に記載のとおり資本準備金の額の減少および剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

1. 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を填補するとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策や早期に復配できる体制を確保することを目的としております。

2. 資本準備金の額の減少の要領

会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本準備金 24,895 百万円から 7,918 百万円を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 減少する資本準備金の額 | 7,918 百万円 |
| (2) 増加するその他資本剰余金の額 | 7,918 百万円 |

3. 剰余金の処分の要領

会社法第 452 条の規定に基づき、その他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損填補を行うものであります。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 減少する剰余金の項目およびその額 | |
| その他資本剰余金 | 11,671 百万円 |
| (2) 増加する剰余金の項目およびその額 | |
| 繰越利益剰余金 | 11,671 百万円 |

4. 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の日程

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 26 年 5 月 9 日 |
| (2) 株主総会決議日 | 平成 26 年 6 月 26 日 (予定) |
| (3) 効力発生日 | 平成 26 年 6 月 26 日 (予定) |

5. 今後の見通し

本件は純資産の部の勘定振替であり、業績に与える影響はございません。

なお、上記内容につきましては、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 120 回定時株主総会において、承認可決されることを条件としております。

[個別注記表]

I 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）によっております。
- (2) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法によっております。
- (3) その他有価証券
 - 時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - 時価のないもの … 移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法 …… 時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- ① 平成19年3月31日以前に取得したもの
主として旧定額法によっております。
なお、償却可能限度額まで償却が終了したものについては、償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- ② 平成19年4月1日以後に取得したもの
主として定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 - 建物及び構築物 … 10～50年
 - 機械及び装置 … 5～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、翌事業年度から費用処理しております。

(4) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

② ヘッジ対象

主に市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金等）

(3) ヘッジ方針

当社は社内規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

8. 計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

該当事項はありません。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

89,859 百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保資産の帳簿価額

① 工場財団組成物件の帳簿価額

土地	5,590 百万円
機械及び装置	3,617
建物	1,056
構築物	508
工具器具及び備品	48
車両及び運搬具	0
合計	10,822

② 工場財団以外の帳簿価額

土地	3,943 百万円
建物	470
小計	4,414
売掛金	1,542
投資有価証券	477
合計	6,434

③ 同上担保による債務残高

短期借入金及び長期借入金 30,551 百万円

- (2) 土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額
有価証券 47 百万円
- (3) 中山共同発電(株)及び中山名古屋共同発電(株)の金融機関借入金の保証のために差入れている有価証券の帳簿価額
投資有価証券 37 百万円
- (4) 中山共同発電(株)及び中山名古屋共同発電(株)の操業及び定期検査等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額
投資有価証券 9 百万円

3. 保証債務

従業員の金融機関借入金について保証しております。

従業員（住宅資金） 11 百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 11,776 百万円

短期金銭債務 5,329

5. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布 法律第 34 号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成 13 年 3 月 31 日公布 法律第 19 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布 政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行なって算定しております。

再評価を行った年月日

平成 14 年 3 月 31 日

IV 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 35,292 百万円

仕入高 19,923

営業取引以外の取引による取引高 155

2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げの影響額

売上原価 △407 百万円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,685,153 株

Ⅵ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、財産評定利益、減損損失、繰越欠損金、棚卸資産評価損、退職給付引当金等であり、評価性引当額を控除しております。繰延税金負債の発生主な原因は、財産評定損失、土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金、前払年金費用等であります。

Ⅶ リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
主要株主	新日鐵住金(株)	東京都千代田区	419,524	鉄鋼製品の製造販売等	被所有 直接 19.7%	鋼材の販売、鋼片の購入等	鋼材の販売(注2)	12,187	売掛金	1,973
							鋼片等の購入(注2)	18,882	買掛金	2,806
							保証金の差入	—	差入保証金	990
主要株主	阪和興業(株) (注1)	大阪市中央区	45,651	鉄鋼・非鉄・金属・原燃料の売買等	被所有 直接 14.8%	鋼材の販売、鋼片の購入等	鋼材の販売(注2)	8,954	売掛金	2,330
							鋼片等の購入(注2)	8,649	買掛金	2,644

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 平成25年8月27日に実施した第三者割当増資により、主要株主となっております。取引金額は実施日から期末日までの金額を記載しております。
- (注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
子会社	中山三星建材(株)	堺市堺区	300	鉄鋼製品の加工販売	所有 直接 100.0%	当社製品の加工販売	鋼材等の販売(注1)	5,992	売掛金	1,625
子会社	中山通商(株)	大阪市西区	96	鉄鋼製品、原燃料などの販売	所有 直接 100.0%	当社製品の販売及び当社原料資材の納品	鋼材等の販売(注1)	21,387	売掛金	7,210
							原料資材の購入(注1)	11,959	買掛金	2,435
子会社	三星商事(株)	大阪市西区	46	鉄鋼製品、原燃料などの販売	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	鋼材等の販売(注1)	2,970	売掛金	1,109
子会社	三星海運(株)	大阪市西区	56	製品、半製品、原料等の運搬	所有 直接 100.0%	当社製品、半製品、原料等の運搬	資金の借入・返済(注2)	—	短期借入金	1,150

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) グループ内の資金を一元化し、効率的に活用することを目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を利用しております。当該CMS取引における貸付金利につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額はCMSによる借入額と返済額を相殺し、純額を記載しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

IX 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 65 円 4 銭

1株当たり当期純利益 128 円 40 銭

(算定上の基礎)

1株当たり当期純利益金額
損益計算書上の当期純利益 57,279 百万円

普通株主に帰属しない金額 —

普通株式に係る当期純利益 57,279

普通株式の期中平均株式数 446,122 千株

X 重要な後発事象に関する注記

(資本準備金の額の減少および剰余金の処分について)

当社は、平成 26 年 5 月 9 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 120 回定時株主総会に、以下に記載のとおり資本準備金の額の減少および剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

1. 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を填補するとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策や早期に復配できる体制を確保することを目的としております。

2. 資本準備金の額の減少の要領

会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本準備金 24,895 百万円から 7,918 百万円を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 減少する資本準備金の額 | 7,918 百万円 |
| (2) 増加するその他資本剰余金の額 | 7,918 百万円 |

3. 剰余金の処分の要領

会社法第 452 条の規定に基づき、その他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損填補を行うものであります。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 減少する剰余金の項目およびその額 | |
| その他資本剰余金 | 11,671 百万円 |
| (2) 増加する剰余金の項目およびその額 | |
| 繰越利益剰余金 | 11,671 百万円 |

4. 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の日程

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 26 年 5 月 9 日 |
| (2) 株主総会決議日 | 平成 26 年 6 月 26 日 (予定) |
| (3) 効力発生日 | 平成 26 年 6 月 26 日 (予定) |

5. 今後の見通し

本件は純資産の部の勘定振替であり、業績に与える影響はございません。

なお、上記内容につきましては、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 120 回定時株主総会において、承認可決されることを条件としております。